

長谷川三千子氏の主張

三 大日本帝国憲法の性格

…帝国憲法における国民の自由の保障は、少なくとも、アメリカの憲法におけるのと大差ない水準のものなのであつた…。

四 改正の要がなかつた大日本帝国憲法

「第二十九条 日本臣民は法律ノ範囲内ニ於テ言論…ノ自由ヲ有ス」

…帝国憲法の自由の保障は不十分であり改正の必要がある、と言ふならば、占領者たちは自国の憲法の方をまづ改正する必要がある…。

合衆国憲法では、「言論…ノ自由」については、…それを間接的に保障する…お粗末な一条^(注1)があるにすぎない…。

…合衆国憲法修正第四条、五条…と、帝国憲法の第二十二條から第二十七條までを較べてみても、…帝国憲法の人権規定は少しも見劣りするものではない。^(注2)

(注1) 合衆国憲法 修正第一条

(注2)

○帝国憲法 第二十三条 法律の留保等のもとでの逮捕・監禁等の制限
○合衆国憲法 修正第五条 適正手続等の「人権保障規定」